

2012年10月26日

改定A:2013年8月30日

改定B:2015年3月31日

改訂C:2017年12月19日

改訂D:2018年9月20日

一般社団法人日本航空宇宙工業会

航空宇宙品質センター(JAQG)

航空宇宙審査登録管理委員会(JRMC)

議長 松田 豊



## SJAC 9104-1 適用に伴う補足規定について

日頃より航空宇宙ならびに防衛産業界の品質マネジメントシステム認証制度運用にご理解とご協力  
いただきましてありがとうございます。

さて、IAQG(国際航空宇宙品質グループ)が航空宇宙品質マネジメントシステム規格の認証基準  
として制定致しました9104-1規格に基づき、2012年2月24日に発行されたSJAC 9104-1の適用に  
伴い、IAQGが制定した9104-1、9104-2及び9104-3のそれぞれの規格では対応していない  
日本固有の規定を明確にするため、添付の補足規定を改定致しましたので、各関係機関におかれま  
しては、SJAC 9104-1、SJAC 9104-2、SJAC 9104-3及び本補足規定により適切な運用を実施してい  
たいただきますようよろしくお願い致します。

### 記

附属書1: SJAC 9104-1 補足規定

附属書2: SJAC 9104-2 補足規定(改訂Cで削除)

附属書3: SJAC 9104-3 補足規定

附属書4: SJAC9104-1 適用に伴う航空宇宙審査員及び航空宇宙産業経験審査員向け  
IAQG認可基礎研修コースの要求事項

注記1: AQMS 審査員基礎研修コースの要求事項につきましては現行のSJAC 9104-3の規定とは  
異なる部分が多いため、9104-3の次回改定版発行まで附属書4に基づく運用とします。

注記2: 初版では補足規定に反映しておりましたIAQG OPMT ICOP Resolutionについては、改定及び  
追加の頻度が高いことから、本補足規定の維持管理の効率化と関係機関様への展開時の混乱  
を避けるため、改定Aで本補足規定と切り離しております。従いましてIAQG OPMT ICOP  
Resolutionの適用については、SJAC9104-1 箇条6.7 e)に基づきOASISデータベースに掲載  
されております、IAQG OPMT ICOP Resolutionを参照願います。尚、9104-1に関するIAQG  
OPMT ICOP Resolutionの参考和訳をJAQGウェブサイトに掲載していますので合わせて活用  
願います。

注記3: 今回の改定Bの改定内容はIAQG OPMT ICOP Resolution 適用に伴う附属書1、SJAC  
9104-2Aを反映した附属書2、IAQG OPMT ICOP Resolution 番号を修正した附属書3及び  
SJAC9101Eを反映した附属書4の改定となっておりますが、それぞれの改定箇所の適用につ  
いては以下の通りとします。

附属書1: 改定Aで適用済のため移行期間は設定しない。

附属書2: IAQG OPMT ICOP Resolution No.120に基づく移行期間を適用する。

附属書3: IAQG OPMT ICOP Resolution 番号の誤記修正のため移行期間は設定しない。

附属書4: IAQG 認可基礎研修コースは、IAQGより展開されているため本文書による移行期間  
は設定しない。

注記4: 改訂Cの改訂内容は新OASISに対応するために附属書1の内容を見直し、各機関及びSJAC  
のOASISへのデータ入力の役割分担を明確にしました。また、SJAC9104-2Aへの移行が完了し  
ているため、附属書2を削除しました。さらに、IAQG OPMT Resolution No.126に対応するため、  
附属書3、4を見直しました。

参考：IAQG OPMT ICOP Resolution は OASIS データベースに掲載されている。

9104-1 に関する IAQG OPMT ICOP Resolution の参考和訳を掲載している JAQG ウェブの  
 サイトアドレス：“<http://www.sjac.or.jp/jaqq/index.html>”→「認証制度関係基準」

以上

改定記録

発行版	発行日	改定概要
初版発行	2012年10月26日	—————
改定A	2013年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IAQG OPMT ICOP Resolutionの反映の切り離し及び現状に合わせ、本文、注記1, 2及び注記3を改定。</li> <li>・ 附属書1 IAQG OPMT ICOP Resolutionに対応する規定を削除。現状に合わせてNo.4にSJAC9104-1 8.6 h)に関して認定機関のロゴまたはシンボルの表示を必須とする規定を追加。</li> <li>・ 附属書3 IAQG OPMT ICOP Resolutionに対応する規定を削除。</li> <li>・ 附属書4 4.4項及び4.5.4項の誤記修正。 (SJAC9010→SJAC9104シリーズ規格への修正)</li> </ul>
改定B	2015年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IAQG OPMT ICOP Resolution, SJAC9104-2Aの反映及びSJAC9101Eに基づくIAQG認可基礎研修コース更新版の運用開始に伴い、本文、注記2を改定。</li> <li>・附属書1 IAQG OPMT ICOP Resolution No. 121にて規定されたため、項目No.5を削除。</li> <li>・附属書2 SJAC 9104-2A発行により、SJAC9104-2の補足規定の適用期限及びSJAC9104-2Aの補足規定を追加。</li> <li>・附属書3 項目No.4においてIAQG OPMT ICOP Resolution No.57,78→No.115に修正。</li> <li>・附属書4 IAQG認可基礎研修コースは、IAQGより展開されており、それに対応したSJAC9101の版が適用になるためSJAC9101の版を削除。</li> </ul>
改定C	2017年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・附属書2の削除を本文に反映及び改訂内容明確化のため、注記4を追記。</li> <li>・新 OASIS に対応するために附属書1の内容を見直し、各機関及びSJACのOASISへのデータ入力の役割分担の明確化。</li> <li>・SJAC9104-2Aへの移行完了済のため、附属書2を削除。</li> <li>・IAQG OPMT Resolution No.126に対応するため、附属書3, 4の見直し。</li> </ul>
改定D	2018年9月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS Q 9100:2009年版修了に伴う変更。</li> <li>・アジア・パシフィックセクターSMSの変更を反映。</li> </ul>